

令和 6 年度

# 仕 様 書

( 地質調査電子納品用 )

委託業務名： R 6 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 地質解析調査業務

徳島県県土整備部営繕課

# 仕様書（地質調査電子納品用）

## A 業務概要

- (1) 委託業務名称 R 6 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 地質解析調査業務
- (2) 調査場所 三好郡東みよし町中庄
- (3) 調査概要 調査業務仕様書による。
- (4) 調査期間 契約書による。

## B 調査業務仕様書

### I 一般共通事項

#### 1 一般事項

##### (1) 適用範囲

図面及び地質調査業務仕様書に記載されていない事項は、すべて徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（平成21年4月制定）による。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

##### (2) 設計図書の優先順序

- ① 補足説明書及び閲覧図書に係る質問回答書
- ② 仕様書
- ③ 図面
- ④ 徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（平成21年4月制定）

##### (3) 発生材の処理

調査により発生材が出た場合は、すべて場外処分とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。

#### 2 再委託

- (1) 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

一 設計業務等における総合的な企画及び判断、業務遂行管理

二 解析業務における手法の決定及び技術的判断

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務等を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。

なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合については、指名停止期間中であってはならない。

- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務等の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

#### 3 管理技術者

- (1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、別添の管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。また、この管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の管理及び統轄を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変

更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。)を有する者であり、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士
  - ② 認定技術管理者（地質調査業者登録規定第3条第1項イ及びロに該当すると認定された者）
  - ③ 地質調査技士
  - ④ 上記の資格と同等の能力を有すると発注者が認めた者
- (3) 受注者は、管理技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
  - (4) 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

#### 4 調査現場管理

- (1) 調査現場管理の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って適切に行うこと。
- (2) 道路及び周辺の土地、家屋工作物等を損傷しないよう必要な予防処置を行うこと。  
損傷を与えた場合は、請負業者の負担で、その都度補修又は補償すること。

#### 5 実施工程表・作業計画書等

- (1) 調査実施に先立ち、実施工程表・作業計画書等を作成し、監督員の承諾を受けること。

#### 6 調査実施

- (1) 監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課に問い合わせ、調査に支障のないようにすること。
- (2) 調査に当たっては、設計図書、仕様書に従って忠実に実施し、立会・検査を必要とする工程段階の完了時には、監督員の立会・検査を受けること。

#### 7 災害及び公害の防止

- (1) 調査に伴う災害及び公害の防止は、関係法例等に従い適切に処置すること。  
なお、災害又は公害の恐れがある場合の処置については、監督員と協議すること。

#### 8 成果品その他

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。  
電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
- (2) 成果品は、紙媒体（黒金製本不要、A4チューブファイル綴じ）1部と「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】（平成21年10月制定）」（以下、「業務ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子成果物を電子媒体で2部（正副各1部）の計3部納品すること。  
「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定すること。  
また、CADデータで電子納品される図面については、原図の納品は不要とする。
- (3) 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。  
なお、土質標本試料は、容器に密封し、調査孔ごとにふた付箱に入れて1組し、調査記録写真は、調査孔ごとに撮影すること。

#### 9 国土地盤情報データベースへの登録

- (1) 受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。
- (2) 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。  
なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。
- (3) 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF

ファイル) を徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

## II 土質調査 (○印の事項及び内容を記入している事項を適用する)

### 1 基準点

- ・監督員の指示する敷地内又は周辺部にある移動の恐れのない固定物

### 2 ボーリング

#### (1) 掘削工法及び記号

- ・ロータリーボーリング (RB)
- ・オーガーボーリング (OB)
- ・コアボーリング (CB)
- ・試錐 (TB)

#### (2) 掘削孔の処理

- ・監督員の指示により、埋めもどす

#### (3) 掘削位置

- ・図示
- ・監督員の指示による

#### (4) 掘削本数、深さ、工法、孔径及び形状は、次による。

掘削位置番号	NO. 1	NO. 2	NO. 3		
掘削工法	RB	RB	RB		
掘削深さ (m)	10 m	10 m	10 m		
試掘の形状寸法	66φ	66φ	66φ		
簡易な粒度試験の箇所数	—	—	—		

### 3 サウンディング

#### (1) 試験位置及び方法は、次による。

掘削位置番号	NO. 1、NO. 2、NO. 3
標準貫入試験	有り
試験の深さ	ボーリング掘削深さに同じ
試験の間隔	地表面より1mの深さより1m間隔

#### 4 サンプルング及び土質試験

- (1) 試験位置及び方法は、別表による。

#### 5 軟弱地盤解析

- (1) 現況地盤の液状化に係る検討を簡便法により行う。

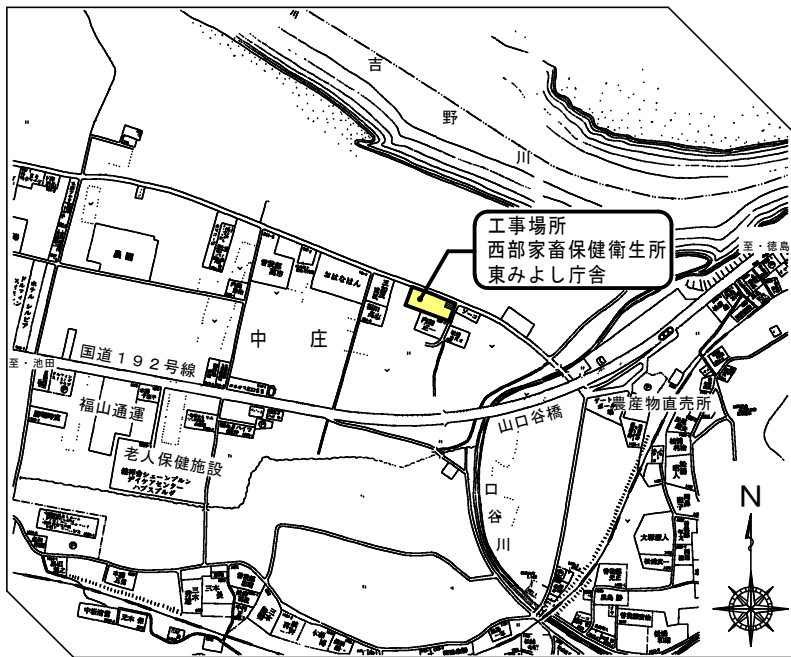
#### 6 報告書その他

- (1) ボーリング柱状図及びその他監督員の指示するもの。
- (2) 本業務及び別途発注している「R 6 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 庁舎改築基本・実施設計業務」（以下、「設計業務」という。）が円滑に進むように、監督員及び設計業務の受注者と打ち合わせを緊密に行うとともに、各データの速報値を随時報告すること。

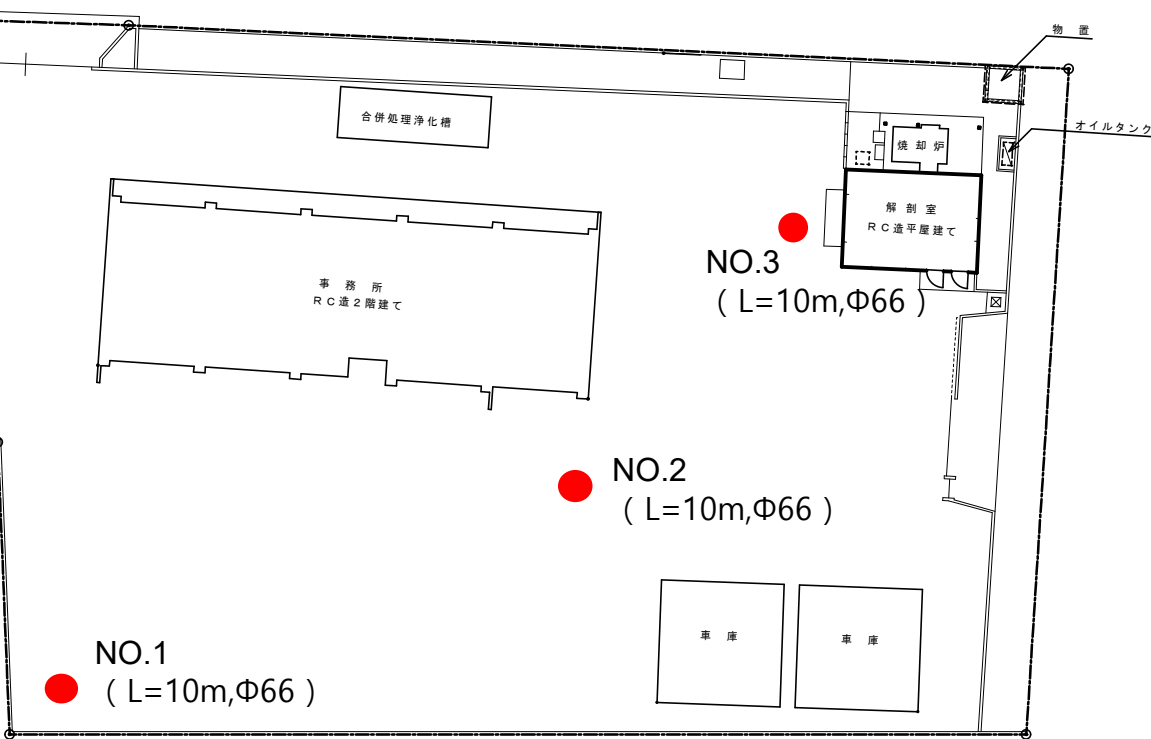
(別表)

ボーリング番号		No.1、2、3			
深さ (m)		10m			
杭径 (mm)		66mm			
想定土質柱状図		調査項目			
標尺	土質名	標準貫入試験	密度試験	含水比試験	粒度試験
(GL-m)					
1	砂質シルト	○	○	○	○
2	砂	○			
3		○	○	○	○
4		○			
5		○			
6	砂礫	○	○	○	○
7		○			
8		○			
9		○			
10		○	○	○	○
11					
12					
13					
14					
15					

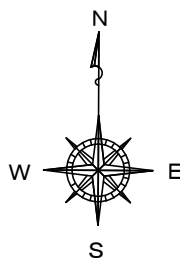
所在地 三好郡東みよし町中庄856-1



付近見取図



配置図 S=1/200



- <業務内容>
- ・地質調査業務 1式
  - ・地質解析業務 1式